

健感発0311第3号

健健発0311第8号

令和3年3月11日

都道府県  
各 政令市  
特別区 } 衛生主管部（局）長

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省健康局健康課長

（ 公 印 省 略 ）

### 保健所における HIV 検査の実施について

保健所における HIV 検査の実施については、「保健所における HIV 抗体検査の実施について」（平成3年2月4日付け健政計発第9号・健医感発第9号厚生省健康政策局計画課長・保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室長連名通知）に留意いただき実施いただいているところです。

HIV 感染症は、近年の抗 HIV 療法の進歩により、早期発見及び早期治療により HIV 感染者は非感染者とほぼ同等の生活を送ることができる疾病となったこともあり、HIV 検査の機会を確保することは極めて重要です。また、性感染症においても早期発見及び早期治療は、治癒、重症化の防止又は感染の拡大防止に重要です。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年1月から6月における保健所における HIV 検査等の実施件数が大きく減少しているところです。

このため、第6回厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会（令和3年1月26日）の議論を踏まえて、今般新たに「保健所における HIV 検査の実施について」を通知するので、貴管下関係機関に対し、その取扱に遺漏なきよう、周知をお願いするとともに、外部委託等を活用しながら保健所における HIV 検査及び性感染症検査の実施機会の確保を重ねてお願いします。

また、「保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について」（令和2年9月25日付け健健発0925第1号・健感発0925第1号・総財調第25号厚生労働省健康局健康課長、厚生労働省健康局結核感染症課長及び総務省自治財政局調整課長連名通知）において、保健所の即応体制の整備のために既存業務の軽減を図る観点から、HIV 検査は、

近隣保健所との連携等による一部縮小が可能とされているところですが、各自治体で必要な検査を実施する体制を確保できるよう、外部委託等の積極的な活用についても御検討ください。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言とします。また、「保健所における HIV 抗体検査の実施について」（平成 3 年 2 月 4 日付け健政計発第 9 号・健医感発第 9 号厚生省健康政策局計画課長・保健医療局疾病対策課結核・感染症対策室長連名通知）は、本日をもって廃止とします。

## 記

### 1 実施体制の整備について

(1) すべての保健所において、「エイズ対策の推進について」（昭和 62 年 3 月 14 日付け健政計発第 13 号・健医感発第 20 号厚生省健康政策局計画課長・保健医療局結核難病感染症課感染症対策室長連名通知）に基づき、一般相談窓口において HIV 感染症・エイズに関する相談を行うとともに検査のための採血を行う。検査はスクリーニング検査及び必要に応じ行う確認検査とする。

また、保健所は、NGO 等及び医療機関との連携をいっそう深め、個人情報保護に配慮しつつ、医療機関への受診に確実につなげる体制を整える。

(2) 各都道府県・政令市・特別区においては、HIV 検査の実施について、以下の事項を参考として指針又は基準を作成し、当該事業の実施に当たり管轄保健所の統一を図るとともに、常に当該事業の実施状況を把握する。また、HIV 検査等の実施をより広く、効率的に行う観点から検査の一部又は全部を外部委託する際には、前述の指針又は基準を示し確実に準拠するとともに、個人情報保護に十分配慮し、必要な場合には医療機関への受診に確実につなげる体制を確保すること。

なお、検査の実務を委託する際には、衛生検査所登録の有無を確認し、精度管理が担保できる体制を確保すること。

(3) 受検者の希望や利便性を考慮し、HIV 検査とともに性感染症検査を同時に実施することも有用である。

### 2 検査の受付について

(1) 電話やオンライン等を活用した検査申込みも受け付ける。

(2) 受付時に匿名検査について説明を行う。必ずしも対面でなくともよい。

なお、匿名検査とは、本名に限らず仮名を名乗る必要もなく、番号又は記号等でのものとする。

(3) 受付を行った際、即時に検査できない場合は、検査日時及び場所を指定し、受付番号を登録する。

- (4) 受付窓口においては、HIV 検査であると特定するような表示は避ける。
- (5) 電話等により事前に受付を行った場合には、窓口で受け付ける者が、既に登録した受付番号等によりあらかじめ来所者の来所目的を確認し、改めて HIV 検査であることの再確認を行わないものとする。
- (6) 窓口で受付を行った者が、受検者のプライバシーの保てる場所に案内した上、直接担当者に取り次ぐ。
- (7) 検査申込書には氏名、生年月日、連絡先等本人が特定される事項は含めないものとする。
- (8) 受付時及び検査のための採血の際には、問診等を行わない。

### 3 採血及び検体について

- (1) 採血に当たっては、血液などへのばく露がないよう十分注意し、万一、ばく露事象が発生した場合には、「HIV 医療機関内感染予防対策指針」等に基づき適切に対応を行う。
- (2) 検体容器には、検体番号のみを表示し、氏名及び「エイズ」、「HIV」等の文字の表示は行わず、HIV 検査であることを明示するため、ラベルに記号、色等の標識を付す。

### 4 検査結果の取扱い

- (1) スクリーニング検査の結果は、スクリーニング検査の意義について説明し、個人情報の保護に十分配慮した上で、確実に本人に通知する。また、相談を受け付ける電話番号やメールアドレス等を併せて周知する等の必要な手段を講じる。
- (2) スクリーニング検査陽性者に対しては、保健所及び医療機関での確認検査が必要であることを説明し、保健所及びあらかじめ連携を取っている医療機関を紹介する。
- (3) 確認検査の結果は、予定日時に来所した者に対し、検査申込書の控等により本人であることを確認した上で医師が行う。電話による検査結果の伝達は行わない。
- (4) 検査結果を伝える際は、個室などプライバシーが十分保てる場所において行うよう配慮する。
- (5) スクリーニング検査及び確認検査の結果に関する相談については、希望者に対してのみ応じることとし、特に希望のない場合は必要最小限の保健指導にとどめる。

### 5 その他

- (1) HIV 感染症・エイズ予防に携わるすべての職員は、科学的根拠に基づく正しい知識を持ち、かつ個人情報の保護に配慮しつつ業務に従事するものとする。
- (2) 検査実施場所・時間帯及び実施方法など利便性の高い検査機会を提供するとともに、検査・相談を受けられる場所と時間帯等の周知を行う事が重要である。